

令和5年度の人事行政の運営等の状況の公表について

日向東臼杵広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、以下の事項を公表します。

令和6年6月14日

日向東臼杵広域連合長 西村 賢

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免

広域連合の職員がすべて構成市町村からの派遣職員で構成されているため任免は行っていない。

(2) 職員数

(令和5年4月1日現在 単位：人)

年度\区分	局長	総務係	業務第1係	業務第2係	合計
令和5年度 (下段：定数条例)	1	2	2	4	9 (11)
前年度	1	2	2	4	9 (11)

(再任用職員、会計年度任用職員等の非常勤職員は含まない。)

(3) 部局別職員数

(各年度4月1日現在 単位：人)

区分\部局別	職員数		対前年度 増減数	備考		
	令和5年度	令和6年度		派遣元	令和5年度	令和6年度
事務局職員	9	9	0	派遣元	令和5年度	令和6年度
				日向市	7	7
				門川町 諸塚村	1 1	1 1
選挙管理委員会事務局	2	2	0	兼務(事務局職員)		
公平委員会事務局	2	2	0	〃		
監査委員事務局	3	3	0	日向市職員に任命		
議会事務局	2	2	0	〃		

(4) 構成市町村併任者数

(令和4年4月1日現在 単位：人)

市町村名	人数	内 訳
日向市	29	総合政策部長、総務部長、市民環境部長、建設部長、 会計管理者、出納係長、総合政策課長、広域連携推進係長、 総務課長、法務係長、財政課長、契約管理係長、財政係長、 資産経営課長、建築営繕係長、職員課長、給与厚生係長、 環境政策課長、資源循環係長、市民課長、市民窓口係長、 建設課長、土木建設係長、建築住宅課長、議会事務局長、議事係長、 監査委員事務局長、監査委員事務局書記2人
門川町	2	環境水道課長、町民課長
美郷町	1	町民生活課長
諸塚村	1	住民福祉課長
椎葉村	1	税務住民課長
合 計	34	

2 職員の人事評価の状況

当広域連合では住民サービスの向上を図るため、職員の能力向上と組織力の強化を目的とし、人事評価を導入している。

(1) 被評価者の範囲

構成市町村から派遣される職員

(2) 1次評価者及び2次評価者

被評価者	1次評価者	2次評価者
事務局長	副長	連合長
課長補佐・係長	局長	副長
上記以外の職員	係長	局長

(3) 評価期間

4月1日から翌年の3月31日まで

(4) 評定段階

SからDまでの5段階評価

(5) 評価の実施

- ・会計年度任用職員

期末面談と同時に評価結果の開示を行う。同時に開示できない場合は、面談後おおむね1週間以内

に結果を開示する。

・会計年度任用職員以外

1次評価と2次評価を経て、開示期間中にシステムで開示する。開示期間については、システムを通して職員課から通知あり。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費決算額

事務\区分	給料	職員手当等	共済費	合計
総務費	12,661,662	6,244,717	3,891,197	22,797,576
斎場施設費	1,229,760	278,068	818,655	2,326,483
最終処分場費	1,229,760	278,069	1,617,206	3,125,035
ごみ処理施設費	13,113,900	5,759,451	3,908,240	22,781,591
合計	28,235,082	12,560,305	10,235,298	51,030,685

※職員手当等には児童手当を含めている。

※斎場施設費及び最終処分場費の給料、職員手当等、共済費については、会計年度任用職員への報酬額、保険料が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

※門川町、椎葉村からの派遣職員の給与及び職員手当等については、斎場施設費及び最終処分場費から派遣職員給与負担金として、合計10,306,940円を歳出している。

(2) 手当等

派遣元の給与条例に基づいて支給している。(以下：令和5年3月31日現在)

区分	支給要件	支給率等		
		支給月/区分	6月	12月
期末、勤勉手当	6月1日及び12月1日に在職する職員	期末(月分)	1.2	1.25
		勤勉(月分)	1.0	1.05
		合計	2.2	2.3
		職制上の段階、職務の級などの加算措置がある。		
時間外手当	正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員	勤務時間1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分ごとに、100分の125～160の割合を乗じる。		
管理職手当	管理等の地位にある職員	給料に対し上限100分の20を超えない額で市長が別に定める。		
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の	配偶者	6,500円	
		子	10,000円	

	3月31日までの間にある子・孫・弟妹、60歳以上の父母等、心身に著しい障害のある者）のある職員	その他の扶養親族 配偶者がいない場合（1人目） 子 父母等 （16～22歳まで5,000円加算）	6,500円 10,000円 6,500円
区分	支給要件	支給率等	
住居手当	住居を借り受け月額16,000円を超える家賃を払っている職員	<ul style="list-style-type: none"> ・月額27,000円以下の場合 家賃－16,000円 ・月額27,000円を超え、61,000円未満の場合 (家賃－27,000) / 2 + 11,000 ・月額61,000円以上の場合 28,000円 	
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で交通機関を利用し、又は、交通用具を使用し通勤している職員	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関 支給限度額 55,000円 ・交通用具 2,000円～ 使用距離に応じて 31,600円 	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務時間、休日、休暇に関しては、日向東臼杵広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例、同施行規則のとおりである。（日向市の規定を準用している。）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時

(2) 休暇等

給与が支給される有給休暇は、事由を問わず毎年付与される年次休暇と、結婚、出産等の特定の事由に基づいて認められる特別休暇等がある。また、給与が支給されない休暇として介護休暇等がある。

5 職員の分限及び懲戒処分状況

分限及び懲戒処分いずれも該当はなかった。

6 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため、常に全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないとされている。そのため、職員に対しては、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、職務上知り得た秘密を守る義務、争議行為及び信用失墜行為の禁止、政治的行為及び営利企業等

の従事の制限等、民間企業の勤労者とは異なり、サービス上の様々な制約が課されている。

サービス規律の確保に向けた昨年度の取り組み状況としては、機会を捉えてサービス規律の確保の周知徹底を図るとともに、夏季や年末等の節目に綱紀保持の通知を行うなど、職員一人ひとりに対し十分注意を喚起し、適切な指導に努めている。

7 職員の研修の状況

事務に必要な法令や資格取得等の研修に職員を派遣した。

区 分	人 数	内 容
基礎的なもの	6	・ 新任課長補佐研修 ・ 新任係長研修 ・ 一般職員研修×2 ・ 自治体向けインボイス制度開始直前セミナー ・ 人権について考える県民のつどい
担当業務に関するもの	10	・ 公務災害事務担当者実務研修会 ・ 地方公会計制度研修 ・ 廃棄物処理法から学ぶ廃棄物処理の基礎研修 ・ 有機溶剤作業主任者技能講習 ・ ダイオキシン類作業従事者安全衛生特別教育 ・ 小型車両系建設機械（整地）運転 業務に係る特別教育 ・ 伐木等業務特別教育 ・ 廃棄物処理施設技術管理者講習（ごみ処理施設コース） ・ 次期広域最終処分場整備に係る先 進地視察×2
合 計	16人	

※オンライン研修を除く。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）福利厚生

派遣元と同様に取扱うこととなっており（派遣協定第7条）、職員互助会についても派遣元で加入しているほか、広域連合事務局独自の互助会を設けている。

なお、令和4年6月に広域連合互助会会則について運用補足を行っており、「パートナーシップ宣誓」を行った職員についても結婚祝金の給付対象者となった。

（2）利益の保護

公務上・通勤途上の災害に被災した職員に対し地方公務員災害補償法に基づき、療養補償、休職補償、障害補償などの各種補償を行っている。

また、安全衛生については、日向市労働安全衛生委員会に委員として参画して情報収集等を行っている。

現場との連絡会議や安全点検の巡回等を定期的に行い安全衛生管理体制や作業環境の整備などを行っている。

9 職員の退職管理の状況

退職者が1名いたが、10月末日を以て派遣解除され、派遣元自治体において退職しているため、広域連合としての退職者の該当はなかった。

第2 公平委員会の業務の状況

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 なし
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況 なし